



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4275 号 2018.3.22 発行

旧優生保護法を問う 改定から22年 強制不妊手術 救済、ようやく緒に



毎日新聞 2018年3月22日

旧優生保護法の下で強制された不妊手術について国に損害賠償を求めた訴訟を巡り会見する弁護士ら=仙台市青葉区で、喜屋武真之介撮影

障害者らへの強制不妊手術を認めていた旧優生保護法（1948～96年）が母体保護法に改定されて22年。10代で手術を受けた宮城県の60代女性が国を提訴したのをきっかけに、超党派の議員連盟が発足するなど賠償と謝罪を求める動きが広まりつつある。しかし、手術を受けたとされる1万6475人の

うち、資料が残るのは約2割にとどまる。

提訴女性、解明の扉開く

不妊手術を強制されたのは個人の尊厳や幸福追求権を保障した憲法に違反するなどとして、宮城県の60代女性が1月、国家賠償請求訴訟を仙台地裁に起こした。旧優生保護法が96年に改定されてから22年後の、全国初の提訴となった。

97年、スウェーデンでの強制不妊手術の実態が日本でも報道されたことを契機に、日本での実態解明を求め女性や障害者、研究者らが「優生手術に対する謝罪を求める会」（求める会）を結成し、活動を始めた。

60代女性と同じく10代で不妊手術を強制された宮城県の別の70代女性は、97年に求める会の電話相談をきっかけに活動に参加し、国に被害を訴えてきた。しかし、県が女性の記録を廃棄しており、手術を証明することができずに膠着（こうちやく）状態が続いた。

事態が動き始めたのは1年前。60代女性の義理の姉が求める会の活動をテレビで知り、会を支援する弁護士と連絡を取った。姉は70代女性と会い情報交換する一方、弁護士らの協力で県に開示請求したところ、「優生手術台帳」が開示された。台帳には、72年12月に「遺伝性精神薄弱」を理由に、不妊手術をしたことが明記されていた。この資料を基に女性は国賠訴訟の提起に踏み切った。姉は「実態を明らかにすることで（記録を破棄された70代女性の）支援をしたいと思った」と語る。

直後の2月、県が直接証拠がなくても手術を推認できる書類などがあれば手術の事実を認める方針を決めた。これを受け、70代女性も国賠訴訟を起こすことを決断した。このほか北海道や東京など全国で提訴の動きが広まりつつある。70代女性は「泣き寝入りせずに、多くの人が被害を名乗りでてほしい」と訴えている。

国連勧告4度、政府無視

「不良な子孫の出生防止」を目的とした旧優生保護法は、戦前にナチス・ドイツの断種法の考えを取り入れて作られた国民優生法を引き継ぐ形で1948年に制定された。当時の人口増と食糧難も背景にあり、法案提出した参院議員は国会で「先天性の遺伝病者の出

生を抑制することが極めて必要」と述べている。法案は全会一致で可決。国民優生法でも実施されなかった強制不妊手術が可能となった。

遺伝性の疾患がある人などの生殖機能を失わせる手術は「優生手術」と呼ばれ、男性は精管の切断、女性は卵管を結んだり切断したりする措置が取られた。生殖器の除去や、レントゲン照射で機能を失わせることは認められていなかった。

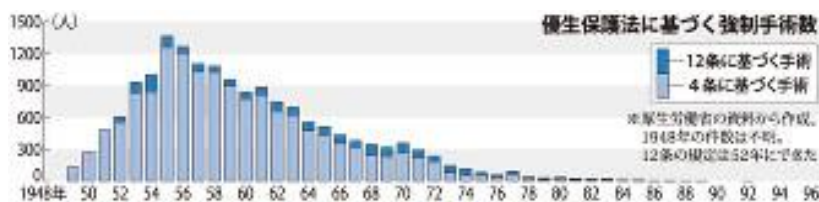
手術は本人や配偶者が同意した場合（3条）と、同意が不要な場合（4条）に分かれ、4条では医師が公益上必要と認めた時、医師や裁判官らで構成する都道府県の審査会に申請しなければならないとされた。これがいわゆる「強制不妊手術」で、旧厚生省通知には、やむを得ない場合は「身体拘束、麻酔、欺罔（ぎもう）（だますこと）も許される」とある。4年後には、強制手術の対象を遺伝性ではない精神疾患や知的障害にも広げる規定（12条）ができた。

障害者の権利向上の動きもあり、96年に「優生手術」に関する規定は障害者差別に当たるとして削除され、法律名が母体保護法に変わった。既に強制手術がほとんど行われていなかったこともあってか、国会では大きな議論にならなかった。

国連の規約人権委員会は98年、2008年、14年の3回にわたり、強制不妊手術の対象者に必要な法的措置を取るよう日本政府に勧告。16年には国連女性差別撤廃委員会も、被害の実態調査と被害者の法的救済を勧告した。17年には日本弁護士連合会も補償を求める意見書を出した。

だが国連勧告から20年、政府は謝罪や補償をする姿勢を示さなかった。今年1月、宮城県の女性の提訴をきっかけに超党派の議員連盟や与党のワーキングチームが動き始め、政府・与党は3月、被害の実態調査をする方針を決めた。

資料保存状況に差 26道府県、3885人分が残存 21都府県、「ない」「廃棄した」



旧厚生省が発行していた衛生年報などの統計資料によると、旧優生保護法に基づく不妊手術は「同意」を含め約2万5000件実施された。

このうち、都道府県の審査会が認めれば本人同意は不要だった強制的な手術は少なくとも1万6475人が受けたとされる。ピークは1955（昭和30）年の1362人。その後は減り、平成に入ってから4人にとどまる。

都道府県別では、確認できる範囲で、北海道（2593人）▽宮城県（1406人）▽岡山県（845人）の順に多く、最少は沖縄県の2人だった。

年齢別では、20代後半～30代前半の比率が高い。未成年者は2300人以上確認され、宮城県の調査では9歳女兒のケースもあった。

毎日新聞は、強制不妊手術を受けた人の個人名や手術理由を記した資料の保存状況を調べるため、全47都道府県を対象にアンケートと聞き取り調査を実施した。

資料が確認されたのは26道府県の計3885人分（20日現在）で、1万6475人の24%にとどまった。確認された資料は医師が申請した手術申請書や手術の適否決定通知書など10種以上に及んだ。この26道府県のうち5県では、国の統計以上の人数分の資料が確認されており、手術を受けた全員分の資料が残っていると推定される。

一方、残りの21都府県は「現存しない」と回答。うち20都府県は保存期限切れなどを理由に廃棄したと答えた。東京都と大阪府は「旧優生保護法に関する文書保存規定の書類もない」と答えた。自治体間で資料の保存状況に大きな格差が生じていることが明らかになった。

欧州など30年代に導入 ドイツ40万人、米国6万人被害

不妊手術を可能にする法制度は、20世紀初頭に米国の一部の州で成立し、1930年

代にはヨーロッパや北欧諸国に広がった。被害者数はドイツ40万人、スウェーデン6万3000人、米国6万人、フィンランド5万6000人、ノルウェー4万人、デンマーク1万1000人に上る。

その思想的根拠となったのが、19世紀後半に生まれた優生学だ。進化論をベースに、人類の遺伝的改良を目指す自然科学として発展。米国で急速に浸透し、先住民や障害者の不妊化が進められた。第一次世界大戦後の20年代にはドイツ・ワイマール共和国で、優生学に基づく人口政策の必要性を唱える声が高まり、ナチス政権下の断種法につながった。

20年代に社会主義政党が次々に政権を取り、福祉国家となった北欧諸国も「社会福祉を必要とする人を減らすことが、福祉の充実につながる」として優生政策を進めた。スウェーデンでは、手術に本人の同意が必要な場合も、半ば強制的に実施していたといわれる。



優生学は第二次世界大戦後、人権侵害や差別思想を生むとして批判を浴びた。将来不安 家族、苦い選択

神奈川県公文書館に残る1970年度の審査会の記録には、手術対象者の調査報告として、家族から手術に至った理由を聞き取ったとみられる10件分の記載があった。

「成人になると男女が一緒に施設に移らなければならない。性的不安があり、子どもの将来を考え決心する」「結婚しても育児することは不可能。異性に関心があるので、将来社会に出て心配」など子どもの将来に向けた思いがあれば、「生活保護受給中で、これ以上生まれてはますます生活が困窮する」「結婚生活不可能。育児能力がない。母子家庭のため、つききりで面倒をみるができない」など、妊娠した場合に家族の生活が維持できるのかという危機感もうかがえる。

また、「2回にわたる少女に対するいたずらが将来再び起こると、家族も一般社会の人にも迷惑がかかることが心配。母親、兄弟全員が手術に賛成している」との声もあった。

強制的な不妊手術に関する各国対応

 ドイツ	手術期間	 スウェーデン
1934~45年		1935~75年
本人・代理人の他、病院長、刑務所長らも断種申請可能。手術可否は遺伝健康裁判所が判断。対象者は、知的・精神・身体障害者、異常性欲者など	制度概要	対象者は当初、知的・精神障害者で、行政官庁か医師会議が手術可否を判断。後に身体障害者や反社会的人物も対象に
40万人(男女半々)	被害者数	6万3000人(9割が女性)
80年に補償金5000 ^ポ (当時のレートで約62万円)支給を決定。90年に月額最低100 ^ポ (同約9000円)の年金支給を決定	補償	83年から一部被害者に補償開始。99年、被害者に17万5000スウェーデン ^ク (同約250万円)を支給する法律が成立

旧優生保護法の条文の趣旨

第1条 優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する

→法の目的

第3条 本人または配偶者が「遺伝性精神薄弱」などを有している場合、同意を得て「優生手術」を行うことができる

→同意による手術を認める

第4条 医師は遺伝性の疾患にかかっていると認識した場合、都道府県に手術の審査を申請しなければならない

→遺伝性疾患がある人への強制手術を認める

第12条 医師は遺伝性以外の「精神病」や「精神薄弱」などがある者について、保護者の同意があれば都道府県に手術の審査を申請できる

→遺伝しない疾患がある人への強制手術を認める

毎日新聞のアンケートで判明した資料が残る人数

※カッコ内は旧厚生省の衛生年報などに記載された手術人数

北海道	1314 (2593)	青森	現存せず (206)	岩手	現存せず (284)
秋田	14 (97)	宮城	859 (1406)	山形	78 (445)

福島	120	(378)	茨城	現存せず	(54)	栃木	現存せず	(254)
群馬	6	(21)	埼玉	358	(405)	千葉	220	(174)
東京	現存せず	(483)	神奈川	80	(420)	石川	12	(88)
新潟	現存せず	(267)	富山	現存せず	(118)	福井	現存せず	(37)
山梨	現存せず	(55)	長野	5	(387)	岐阜	64	(347)
静岡	現存せず	(530)	愛知	55	(227)	三重	49	(110)
滋賀	7	(282)	京都	1	(95)	大阪	現存せず	(610)
奈良	36	(20)	兵庫	現存せず	(294)	和歌山	143	(103)
鳥取	20	(11)	島根	現存せず	(123)	岡山	現存せず	(845)
広島	31	(327)	山口	7	(181)	徳島	現存せず	(391)
香川	72	(180)	愛媛	現存せず	(155)	高知	175	(179)
福岡	7	(344)	佐賀	現存せず	(86)	長崎	51	(51)
熊本	現存せず	(204)	大分	101	(663)	宮崎	現存せず	(229)
鹿児島	現存せず	(178)	沖縄	現存せず	(2)			

おことわり

旧優生保護法下で使われていた病名などには差別的な表現がありますが、歴史的事実として当時のまま掲載しています。

この特集は遠藤大志、藤沢美由紀、中川聡子、岩崎歩、宇多川はるかが担当しました。

強制不妊手術 書面審査だけ決定12件確認 審査会省略 毎日新聞 2018年3月22日 旧優生保護法 違法審査、横行か

障害者らへの強制不妊手術の適否を判断するため、旧優生保護法（1948～96年）の施行令で開催が義務づけられていた審査会が省略され、「持ち回り審査」と呼ばれる書面審査だけで決定された手術が全国で少なくとも12人分確認された。滋賀、岐阜、三重、福岡の4県が毎日新聞の開示請求や閲覧申請に開示した審査会議事録などの資料から判明した。いずれも、旧厚生省が53年に事務次官名で書面審査をやめるよう都道府県知事に通知した後に行われており、議事録には違法性を指摘する委員の意見も記録されていた。

同法施行令は、「(審査会について) 委員総数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない」「議事は出席委員の3分の2以上の賛成で決める」と定めていた。法令違反が横行していた疑いがあり、政府による全国調査の大きな焦点になりそうだ。

岐阜県で63年1月に不妊手術の申請があった当時31歳の女性のケースでは、審査会を開く「いとまがないので便宜上書類をもって適否をご決定願いたい」と委員に要請。人工中絶に併せて強制手術の実施を求めたもので、委員6人全員が「適当」と判断していた。

福岡県では81年3月～82年3月の1年間に書面審査が少なくとも6件あり、20～39歳の男女6人の手術を「適当」と判断した。議事資料には、審査会委員長名で書面審査を委員に諮る内容の決裁文書などがあり、「委員の都合上早期に開催できない」「早急な手術が必要」と理由を記していた。委員からは「不良な子孫の出生を防止するためやむを得ない」「育児能力がない」「貞操感がない」「公益上(手術が)必要である」などの所見があった。

滋賀県では71～72年に3件確認され、いずれも「手術は適当」と決定されていた。71年2月作成の文書によると、当時「先天性精神薄弱」と診断された20代女性について「今回に限り持ち回り」審査を要請。翌72年2月の文書でも、20代と30代の女性2人について「諸般の事情」から持ち回り審査をしたいとしていた。

三重県は70年5月、71年6月の2件で「持ち回り決裁いたしたい」と打診し、「手術の実施に早急を要する」と理由をあげていた。ところが、77年6月議事録では、持ち回り審査の打診に委員らが「審査会を開くとなっている」「持ち回り決裁は避けたほうがよい」などと違法性を指摘していた。【遠藤大志、田中功一、西嶋正法】

都道府県の優生保護審査会

旧優生保護法は10人以内の委員で構成するよう定めていた。委員は、都道府県の所管

部局幹部のほか、検察幹部や裁判所判事ら司法関係者、県医師会長や保健所長、民生委員らから選出されていた。

「厳正な手続きの下で」崩れる

旧厚生省は旧優生保護法の改正から3年後の1999年、調査や補償を求める当事者団体との交渉で「手術は合法的になされた。従って、調査は不要。人権は十分配慮されていた」と回答した。その後、国際機関や日本弁護士連合会の救済勧告にも「(手術は) 厳正な手続きの下で行われた」などと突っぱねてきた。

しかし、4県が開示した資料から判明した書面審査による手術の適否判定は、法令違反の疑いがあり、国の主張は土台から崩れた。

厚生省は法施行5年後の53年6月、「(審査は) 各委員が審査会に出席して行うべきであって、書類の持ち回りで行うことは適当でない」とする事務次官通知を都道府県知事に出している。その時点で法令違反が起きていたことを物語っているが、今回確認された書面審査12件は、事務次官通知の後だっただけに事態は深刻だ。

さらに、今回は資料が保存され、「不都合な記録」も開示した4県で明らかになったが、資料が見つからなかったり、黒塗り開示の多かったりする他の都道府県でも、同様の違法行為が行われていた可能性は否定できない。

厚生労働省母子保健課は「(書面審査が) どれくらい行われたのか把握していない」という。審査会の開催と議決が法令で義務付けられたのは、当時でも人権侵害との批判があった強制不妊手術に対する手続きの「厳正さ」を担保するためだった。国は「知らない」ではすまされない。【遠藤大志、岩崎歩】

見えない障害に配慮を 東播地域でヘルプカード配布 神戸新聞 2018年3月22日 ヘルプマークのタグ(右)と、各自治体が配布しているヘルプカード



外見では分かりにくい障害や病気があるなど、配慮が必要な人が身に着けるヘルプカードを、兵庫県の東播地域で配布している。カードには、連絡先や医療情報など、非常時に必要な情報が書き込める。赤い長方形の中に白い十字とハートが記された共通のヘルプマークを掲載。各自治体の担当者らは「近隣市町で統一し、カードを持つ人が配慮を受けやすい環境をつくりたい」と話す。(小尾絵生)

ヘルプマークは、臓器に疾患を抱えている人や、身体・知的・精神障害者、妊娠初期の人など、見た目にはハンディがあると分かりにくくても、周囲が支援の必要性に気付くきっかけになる。体調不良や災害時などに、本人とコミュニケーションが取れない場合も、周囲がカードを見て対応できる。2012年に東京都が作製し、全国に拡大した。

東播磨地域では、各市町が2015～17年度にカードを導入し、18年度からは市民への周知に力を注ぐ。カードに書き込む内容はそれぞれ異なるが、名前▽緊急連絡先▽言葉による意思疎通の可否▽掛かり付けの医療機関▽アレルギーの有無などの項目がある。加古川市と稲美町では「障がい者用」と「高齢者用」を用意している。

カードは各自治体の役所や役場で配布しているほか、ホームページからダウンロードして印刷もできる。県内ではほかに西宮市などでも導入されており、県も1月からカードと、マークが描かれたタグの配布を始めた。

東播地域の各自治体担当者は「広く知ってもらってこそ効果が高まる。マークを着けている人が困っていたら、声を掛けてほしい」と話している。

問い合わせ先は次の通り。

加古川市障がい者支援課 TEL 079・427・9372▽高砂市障がい・地域福祉課

TEL079・443・9027▽稲美町健康福祉課TEL079・492・9137▽
播磨町福祉グループTEL079・435・2361

「メダカに親しんでもらいたい」 和歌山市でイベント 産経新聞 2018年3月22日
子供たちにメダカに親しんでもらおうと、「めだかと春祭り」が21日、和歌山市の紀三井寺公園陸上競技場前広場で開かれた。メダカすくい屋台が並び、大勢の家族連れでにぎわった。

就職を目指す障害者らを支援する同市内原の就労移行支援事業所「マイパレット」が主催。就労に向けてメダカの水槽の清掃などに取り組んでいる事業所の利用者がスタッフとして祭りの運営にかかわった。

メダカすくいやメダカ販売の屋台が設置されたほか、メダカが主人公の紙芝居「めだかのめめちゃん」も披露。また、飲食物の販売ブースも設けられた。

初めてメダカすくいに挑戦したという同市の森崎颯真（そうま）君（6）はメダカをすくうことはできなかったが、スタッフから数匹のメダカをプレゼントされたという。颯真君は「黒と赤と白のメダカがもらえた。魚が好きなのでうれしい」と笑顔。母親の加奈子さん（39）は「最近メダカに触れる機会も珍しく感じる。大事に育てていきたい」と話していた。

世田谷の障害者就労支援施設の通所者 浅草で藍染めなど作品展



東京新聞 2018年3月22日
自作の藍染めのTシャツを手に来場を呼びかける白井さん（右）と大野理事長＝台東区で

世田谷区の障害者就労支援施設「ファクトリー 藍」（若林五）は台東区のアミューズミュージアム（浅草二）で、通所者が手掛けた藍染めなどの作品展「てしごと」を開いている。二十五日まで。入場無料。

藍は一九八三年に設立。過去には、欧州やオーストラリア、中国など、海外でも作品展を開いてきた。現在は二十九人の精神・知的障害者が、藍染めのほか、織り、刺し子、陶芸などの伝統工芸の作品作りに励んでいる。

浅草での展示は、昨年三月に続き二回目。会場には、ハンカチやバンダナ、ポーチ、エプロン、オブジェなど約五百点が並び、販売もしている。波や金魚を描いた藍染めのTシャツを展示した白井範子さん＝世田谷区＝は「モダンな和の印象にした」と作品を説明した。

施設を運営する「社会福祉法人 藍」の大野圭介理事長（46）は、「和のテイストに興味がある方や、外国人観光客が多い浅草は、展示作品と相性がいい」と話し、来場を呼びかけていた。

午前十時～午後六時。最終日は午後四時まで。問い合わせは、社会福祉法人 藍＝電03（3412）1366＝へ。（井上幸一）

社説：年金情報の管理 また信頼が損なわれた 北海道新聞 2018年03月22日

またしても年金への信頼を損なう不祥事が起きた。

日本年金機構から約500万人分の個人情報のデータ入力を委託された東京の情報処理業者が、中国の業者に再委託していた。

年金機構と業者が交わした契約では、個人情報保護のため、別の業者への再委託を禁じ

ている。

機構から委託された業者は、計画よりも大幅に少ない人員で業務に当たっていた。あまりにずさんで、個人情報を扱う自覚を欠くと言わざるを得ない。

発注者である機構の責任も重大だ。1月上旬には、この違反を把握しながら、その後、約1カ月も契約を続けていた。

水島藤一郎理事長は「繁忙期で他に業者が見つからなかった」と釈明しているが、認識が甘すぎるのではないか。

再委託された業務にマイナンバー情報は含まれていないという。

加藤勝信厚生労働相は会見で「個人情報が流出した事実は確認されていない」と述べたが、厳密に調査する必要がある。

厚労省は監督官庁として、基本的なルールが守られなかった事実を重く受け止めるべきだ。

問題の業者が入力データを委託されたのは、受給者が年金機構に提出した「扶養親族等申告書」のデータだ。所得税の控除手続きを受けるため、所得やマイナンバーなどの個人情報が記載されている。

業者は受給者の扶養親族の氏名入力などを、設立に関わった中国の業者に再委託した。

2月支給の年金で約130万人分の所得税が正しく控除されず、過少に支給された。その原因を調査する過程で再委託が発覚した。

過少支給された受給者のうち、6万7千人分は、問題の業者のデータ入力の遅れや誤入力などが招いたものである。

さらに、約33万5千人分の入力ミスがあったことも判明した。

そもそも、この業者が業務を担う能力を備えていたか疑わしい。年金機構は、監督体制を根本から見直さなければならない。

今回の問題を受け、政府が、年金機構と自治体の間で今月から開始予定だったマイナンバーによる情報共有システムの運用を延期したのは当然だ。

年金機構は、旧社会保険庁時代に該当者不明の年金記録が大量にあることが大問題となり、3年前にはサイバー攻撃で個人情報125万件が流出した。

なぜ反省が生かされないのか、徹底的な検証を求めたい。

【主張】年金入力の再委託 個人情報を任せられるか 産経新聞 2018年3月22日

またも年金制度に対する信頼を損なう大失態である。日本年金機構が受給者のデータ入力を委託した情報処理会社が、契約に反し、中国の業者に約500万人分の業務を再委託していた。

加藤勝信厚生労働相は記者会見で「再委託した作業にマイナンバー関連情報は含まれていなかった」と説明したが、それで済む話ではない。

この情報処理会社は「(再委託した)中国の業者の設立に関わっており、グループ会社との認識だった」と釈明している。

だが、作業終了後のデータ消去といった個人情報を守るための厳格な取り扱いのルールが、再委託先でも守られる保証があるか。極めて認識が甘い。

いうまでもなく、国が集めた個人情報には厳格な管理が求められる。企業に委託する以上、データ管理の徹底は当たり前の条件となる。年金機構は企業側に対し、「政府の一部」としての責任感を求めなければならない。

看過できないのは、年金機構が特別監査により1月の時点で再委託の事実を把握していた点だ。

繁忙期で代替りの業者が見つからないとして、2月中旬まで契約を見直すこともなく委託を続けていた。

問題の重大性を理解していない点では、機構も委託先も変わらないではないか。

今回の問題が明るみに出たのは、2月支給の年金で約130万人分の所得税が正しく控除されず、給付額が過少支給された原因を厚労省などが調べたからである。早く契約を見直していれば、被害を抑えられた可能性はある。機構の管理責任は免れまい。

再委託がどのような影響を及ぼしたのか、判然としない部分もある。再委託先の中国業者が、扱ったデータをその後どうしたのかという不安も広がっている。

情報処理会社は計画より大幅に少ない人員で業務を行い、大量の入力ミスを犯していた。このような企業が選定された経緯も含め、機構には徹底究明を求めたい。

年金記録をめぐるずさんな対応は、社会保険庁から機構に組織が改められても続いている。

機構は委託業者のデータ入力作業の検証や監督体制を全面的に見直すという。国民の信頼を取り戻せていないとの危機感を持って出直してほしい。

社説：平昌パラ開幕 「東京」の成功へ教訓生かそう 読売新聞 2018年03月22日

パラアスリートの競技レベルは着実に向上している。そう実感させられる大会だった。

平昌冬季パラリンピックが開幕した。6競技80種目で熱戦が展開された。

アルペンスキーなどでのダイナミックな滑りに、目を見張った人も多いのではないかな。

パラリンピックは、福祉やリハビリの延長として捉えられていた。今では「障害者のスポーツの祭典」といったかつての形容詞は、全く当てはまらない。

12回目となった冬季パラリンピックは、紛れもなくアスリートがしのぎを削る場だった。選手たちは、厳しいトレーニングの成果を大舞台上で発揮し、たくさんの感動や希望を届けてくれた。

過去最多の48の国・地域の選手が参加した。組織的ドーピング問題で、選手団としての出場が認められなかったロシアの選手は「中立のパラリンピック選手」(NPA)として個人参加した。

ドーピング違反を犯してまでも、メダルを狙う。ロシアの問題は、競技性が高まったパラリンピックの負の側面を如実に示していると言えるだろう。

国際パラリンピック委員会(IPC)は、国際オリンピック委員会(IOC)と比較して、ロシアに毅然とした対応を貫いている。パラリンピックの価値を守るためには、大切なことだ。

日本選手は、前回のソチ大会の6個を上回る10個のメダルを獲得した。立派な成績だ。中でも、金1個を含む5個のメダルを手にしたアルペンスキーの村岡桃佳選手の奮闘は素晴らしかった。

日本の技術力が選手の活躍を支えたことも忘れてはならない。トヨタ自動車のスタッフらがチェアスキーの開発に携わったのは典型例だ。パラリンピックへの理解を深め、支援態勢を拡充したい。

気になるのは、選手の顔ぶれが固定化しがちな点だ。

日本のパラアスリートの裾野を広げるためには、若い人材の発掘が欠かせない。メダリストの体験談を伝える機会を増やすなど、地道な取り組みが必要だ。

大会には、東京都の小池百合子知事らが視察に訪れた。競技場周辺や駅などのバリアフリーの状況について、「ちょっとした段差の解消など、工夫のしどころはある」と感想を語った。

空席が目立つ会場も少なくなかった。五輪の後に開かれるパラリンピックをどう盛り上げるのか。2年後の東京大会でも、知恵を絞らねばならない課題である。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

